平成 24 年 第 1 回臨時会

東京都後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成24年 7 月30日

東京都後期高齢者医療広域連合議会

平成２４年第１回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

目　　次

○出席議員……１
○欠席議員……１
○説明のため出席した者の職氏名……１
○職務のため出席した者の職氏名……２
○議事日程……２
○会議に付した事件……２
○開会及び開議の宣告……３
○広域連合長のあいさつ……３
○会期の決定……４
○東京都後期高齢者医療広域連合議会議長辞職許可……５
○選挙第１号……５
○前議長のあいさつ……６
○新議長のあいさつ……６
○同意第４号の上程、説明、採決……６
○前監査委員のあいさつ……７
○新監査委員のあいさつ……８
○同意第１号の上程、説明、採決……８
○同意第２号の上程、説明、採決……８
○同意第３号の上程、説明、採決……９
○副広域連合長（市の長）のあいさつ……１０
○副広域連合長（町及び村の長）のあいさつ……１０
○副広域連合長（知識経験者）のあいさつ……１０
○承認第３号の上程、説明、質疑、採決……１０
○閉会の宣告……２１
○会議録署名……２３
○議決結果

平成２４年第１回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

平成２４年７月３０日　午後２時開議

出席議員（２９名）

１番　はやお　恭　一	２番　池　田　こうじ
３番　宮　坂　俊　文	４番　宮　崎　文　雄
５番　　澤　良　仁	６番　松　澤　利　行
７番　二ノ宮　啓　吉	８番　高　橋　昭　彦
９番　大　内　しんご	１１番　堀　　宏　道
１２番　小　池　たくみ	１３番　小　坂　まさみ
１４番　藤　井　たかし	１５番　渡　邊　英　章
１６番　梅　沢　五十六	１７番　島　村　和　成
１８番　井　上　睦　子	１９番　太　田　光　久
２０番　きくち　太　郎	２１番　緒　方　一　郎
２２番　山　本　佳　昭	２３番　小野寺　　淳
２４番　青　山　秀　雄	２５番　鮎　川　有　祐
２６番　細　野　龍　子	２７番　森　戸　よう子
２８番　松　原　敏　雄	２９番　森　田　いさお
３０番　土　屋　國　武	

欠席議員（２名）

１０番　富　本　　卓	３１番　小　澤　一　美

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	西　川　太一郎	副広域連合長	馬　場　弘　融
副広域連合長	河　村　文　夫	副広域連合長	合　田　　進
総務部長	小　野　　孝	保険部長	斎　藤　愛　嗣
総務課長	永　塚　正　佳	企画調整課長	園　尾　まゆみ
管理課長	古　谷　裕　且	保険課長	池　田　良　計
会計管理者	大和久　道　夫	監査委員書記（副参事）	永　塚　正　佳

選挙管理委員会書記長　園尾　まゆみ

職務のため出席した者の職氏名

書記長　永塚正佳　　書記　竹村和久

書記　田岡正樹　　書記　橋本宜明

書記　相原智枝美

議事日程　第１号

第　１		会期の決定について
第　２	同意第１号	東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
第　３	同意第２号	東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
第　４	同意第３号	東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
第　５	承認第３号	地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分した平成２３年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）の報告及び承認について

追加議事日程

第　１		東京都後期高齢者医療広域連合議会議長辞職許可
第　２	選挙第１号	東京都後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙
第　３	同意第４号	東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について

会議に付した事件

議事日程のとおり

午後　２時００分　開会

○大内議長　ただいまから平成24年第１回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

本日の出席は、29名です。

欠席の通告は、富本卓議員、小澤一美議員の２名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告いたします。

初めに、広域連合長より発言の申し出がございますので、許可いたします。

西川太一郎広域連合長。

○西川広域連合長　広域連合長の荒川区長、西川でございます。

第１回臨時会の開催に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、また格別の暑さの中をご参集賜りまして、まことにありがとうございます。

後期高齢者医療制度が平成20年４月に発足いたしまして、早くも５年目を迎えるわけでございます。

私どもも制度の安定的な運営に努めておりますが、先生方も既にご高承のとおり、今後の社会保障制度の改革の基本方針となります社会保障制度改革推進法案が、前月26日に衆議院において可決され、現在、参議院で審議中でございます。

推進法案におきまして、医療保険制度につきましては、今後も国民皆保険の仕組みを維持するとした上で、懸案の後期高齢者医療制度のあり方につきましては、状況を踏まえ、必要に応じ、新たに設置する社会保障制度改革国民会議で検討し、結論を得るものとしております。また、この国民会議におきましては、本年２月に閣議決定されました社会保障・税一体改革大綱、その他既往の方針にかかわらず、幅広い観点に立ち、改革を行うために必要な事項を審議するものとしております。

このように、後期高齢者医療制度の改革につきまして、今後どのように展開されていくのか、その実施時期も含め、先行きは極めて不透明な状況にございます。現行制度を運営する立場から、今後の動向に大いなる関心を持ち、注視してまいることはもちろんでございます。

こうした状況下ではございますが、125万人を超える被保険者を有する国内最大の広域連合として、また、制度の運営主体として、62区市町村との緊密な連携のもとに、現行制度の適正な運用に努めてまいります。皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

本議会におきましては、人事案件３件、専決処分をいたしましたもの１件の案件がございます。専決処分につきましては、緊急を要しますとともに、区市町村議会の日程上やむなく行ったものでございます。何とぞ、ご審議、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、ごあいさつとさせていただきます。

本日は、まことにご苦労さまでございます。ありがとうございました。

○大内議長　ありがとうございました。

引き続き会議を進行いたします。

まず、議席の指定を行います。

新たに選出された議員の議席につきましては、会議規則第３条第２項の規定により、本日、お手元に配付いたしました議席表のとおり指定いたします。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定に基づき、藤井たかし議員及び森戸よう子議員を指名いたします。

次に、書記長より諸般の報告をいたします。

書記長。

○永塚書記長　それでは、報告いたします。

本日、議場配付いたしました文書等につきまして報告いたします。

１、東京都後期高齢者医療広域連合議会議席表でございます。

２、平成24年第１回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会議事日程（第１号）でございます。

３、平成24年第１回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会発言通告表でございます。

４、平成24年１月分から６月分までの例月出納検査の結果についてでございます。

以上４件につきましては、この配付をもって内容の朗読は省略させていただきますので、ご了承願います。

報告は以上でございます。

○大内議長　ありがとうございました。

これより、本日、お手元に配付いたしました議事日程に従い、議事を進行いたします。

日程第１、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○大内議長　ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日１日と決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後　２時０７分　休憩

（副議長、議長と交代）

午後　２時０８分　再開

○太田副議長　休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

暫時、私が議長の職務を執行いたします。よろしくお願いいたします。

追加日程をお配りしますので、そのままお待ちください。

（追加日程第１配付）

○太田副議長　ただいま、大内しんご議長から、議長の職を辞したい旨の願い出が提出されました。

よって、東京都後期高齢者医療広域連合議会議長辞職許可を本日の日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○太田副議長　ご異議なしと認めます。

追加日程第１、東京都後期高齢者医療広域連合議会議長辞職許可を議題といたします。

お諮りいたします。

大内しんご議長の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○太田副議長　ご異議なしと認めます。よって、大内しんご議長の議長辞職を許可することに決定いたしました。

除斥の議事が終了いたしましたので、大内しんご前議長の再出席を求めます。

（大内しんご前議長　入場）

○太田副議長　追加日程をお配りしますので、そのままお待ちください。

（追加日程第２配付）

○太田副議長　お諮りいたします。

ただいま議長が欠けましたので、直ちに議長選挙を行います。

東京都後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙を本日の日程に追加し、追加日程第２として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○太田副議長　ご異議なしと認めます。

追加日程第２、東京都後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○太田副議長　ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法につきましては、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○太田副議長　ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決定いたしました。

東京都後期高齢者医療広域連合議会議長に池田こうじ議員を指名いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○太田副議長　ご異議なしと認めます。よって、東京都後期高齢者医療広域連合議会議長に池田こうじ議員が当選いたしました。

ただいま当選されました池田こうじ議員が議場におられますので、口頭をもってこの旨告知いたします。

それではここで、大内しんご前議長から退任のごあいさつをお願いいたします。

○大内しんご前議長　一言、退任のごあいさつを申し上げます。

昨年７月29日の臨時会におきまして議長に就任以来１年間、議長職を務めさせていただきました。

この間、数々の議案をご議決いただき、また円滑な議会運営を行うことができましたのも、ひとえに太田副議長を始め議員各位のご協力と、心からお礼を申し上げる次第でございます。

今後は、一議員として議会活動に協力いたしたいと考えております。引き続きよろしくお願いを申し上げ、御礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○太田副議長　ありがとうございました。

それでは、池田こうじ議長、議長席にお願いいたします。

（議長、副議長と交代）

○池田議長　ただいま、皆様のご推挙によりまして、議長に就任いたしました池田でございます。

さまざまな議論の渦中にある本制度でございますが、現行制度を円滑かつ適正に進めるべく、本議会の円滑な進行に尽力してまいりますので、皆様のご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、引き続き議事を進行いたします。

追加日程をお配りいたしますので、そのままお待ちください。

（追加日程第３、議案配付）

○池田議長　お諮りいたします。

同意第４号、東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意についてを本日の日程に追加し、追加日程第３として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○池田議長　ご異議なしと認めます。

追加日程第３、同意第４号、東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意についてを議題といたします。

本件は、宮崎文雄議員に関することで、地方自治法第117条本文の規定により除斥になりますので、退席をお願いいたします。

（宮崎文雄議員　退場）

○池田議長　本件について、提案理由の説明を求めます。

西川太一郎広域連合長。

○西川広域連合長　同意第４号について説明申し上げます。

広域連合監査委員のうち、広域連合議会議員のうちから選任されております　澤良仁監査委員から、このたびご都合により監査委員を退職されたいとの退職願が本日付をもちまして提出されました。これを受理し、承認いたしました。

そこで、後任者につきましては、宮崎文雄議員が適任と判断し、同氏を広域連合議会議員のうちから選任する監査委員として、選任の同意をお願いするものでございます。

以上、何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○池田議長　ありがとうございました。

ただいまの説明に対し、ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○池田議長　ないものと認め、質疑を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第４号につきましては、提案のとおり選任同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○池田議長　ご異議なしと認めます。よって、同意第４号は、提案のとおり選任同意することに決定いたしました。

除斥の議事が終了いたしましたので、宮崎文雄議員の再出席を求めます。

（宮崎文雄議員　入場）

○池田議長　それではここで、　澤良仁前監査委員から退任のごあいさつをお願いいたします。

○　澤前監査委員　　澤でございます。

このたび、一身上の都合により、監査委員の職を辞職させていただくことになりました。

ご案内のとおり、後は文京区の宮崎文雄議員にお願いいたしておりますので、よろしくお願いいた

します。

今日までの皆様方のご協力に心から感謝を申し上げて、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○池田議長　ありがとうございました。

続きまして、宮崎文雄新監査委員から就任のごあいさつをお願いいたします。

○宮崎新監査委員　ただいま、皆さんのご同意をいただきまして、監査委員に就任させていただきました宮崎でございます。

監査業務については、どちらの地方自治体におきましても、住民の方の関心が高く重要性を増しています。皆様のお力添えを賜りながら、しっかりと職責を全うさせていただきたいと思っております。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

○池田議長　ありがとうございました。

次に、日程第２、同意第１号、東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西川太一郎広域連合長。

○西川広域連合長　同意第１号について説明いたします。

現在、広域連合規約第12条第４項第１号ロの、市の長から選任されます副広域連合長は、北川穣一前副広域連合長から申し出がございまして、本年４月30日付で退職の承認を行いましたので、欠けている状態でございます。

このため、後任者につきまして、東京都市長会会長でいらっしゃいます馬場弘融日野市長が適任と判断し、選任の同意をお願いするものでございます。

以上、何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○池田議長　同意第１号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第１号につきまして、提案のとおり選任同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○池田議長　ご異議なしと認めます。よって、同意第１号は、提案のとおり選任同意することに決定いたしました。

次に、日程第３、同意第２号、東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西川太一郎広域連合長。

○西川広域連合長　同意第２号について説明いたします。

現在、広域連合規約第12条第４項第１号ハの、町及び村の長から選任されます副広域連合長は、坂本義次前副広域連合長より申し出がありまして、本年３月31日付で退職の承認を行いましたので、欠けている状態でございます。

このため、後任者につきまして、東京都町村会会長でいらっしゃいます河村文夫奥多摩町長が適任と判断し、選任のご同意をお願いするものでございます。

以上、何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○池田議長　同意第２号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第２号につきまして、提案のとおり選任同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○池田議長　ご異議なしと認めます。よって、同意第２号は、提案のとおり選任同意することに決定いたしました。

次に、日程第４、同意第３号、東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西川太一郎広域連合長。

○西川広域連合長　同意第３号について説明申し上げます。

広域連合規約第12条第４項第２号の地方公共団体の運営に知識経験を有する者から選任する副広域連合長は、その任期が平成24年８月３日に満了することとなります。

このため、後任者につきましては、引き続き合田進副広域連合長が適任と判断し、選任のご同意をお願いするものでございます。

以上、何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○池田議長　同意第３号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第３号につきまして、提案のとおり選任同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○池田議長　ご異議なしと認めます。よって、同意第３号は、提案のとおり選任同意することに決定いたしました。

ここで、ただいま選任同意されました馬場弘融副広域連合長及び河村文夫副広域連合長の入場を求めます。

（馬場副広域連合長、河村副広域連合長　入場）

○池田議長　それでは、馬場弘融副広域連合長よりごあいさつをお願い申し上げます。

○馬場副広域連合長　ご紹介をいただきました、日野市長の馬場弘融と申します。

このたび、市長会の会長として副広域連合長に選任いただきました。西川広域連合長を補佐して、しっかりと職務を果たしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○池田議長　ありがとうございました。

続きまして、河村文夫副広域連合長よりごあいさつをお願いいたします。

○河村副広域連合長　奥多摩町長の河村文夫と申します。

東京都の町村会会長として、ただいま副広域連合長にご同意をいただきました。西川広域連合長を支えて、スムーズな運営ができますように努力してまいりたいと思っておりますので、皆様方のご協力を賜りたいと思います。よろしくお願いします。

○池田議長　ありがとうございました。

続きまして、合田進副広域連合長よりごあいさつをお願いいたします。

○合田副広域連合長　副連合長選任のご同意を賜りまして、まことにありがとうございます。

これまで以上に、現制度の円滑な運営に取り組んでまいりたいと考えております。何とぞ、今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○池田議長　ありがとうございました。

次に、日程第５、承認第３号、地方自治法第179条第１項の規定に基づき専決処分した平成23年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）の報告及び承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

合田進副広域連合長。

○合田副広域連合長　承認第３号につきまして説明を申し上げます。

平成23年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の補正額は55億8,964万1,000円で、歳出予算の基金積立金及びこれを賄う歳入予算の国庫支出金にそれぞれ同額を増額しております。

本件は平成24年度における所得の低い被保険者等の保険料軽減措置のため、国からの高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を受け入れ、その全額を後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てるものでございます。

国の平成23年度補正予算（第４号）の成立に伴い、補正予算を編成する必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、平成24年３月16日に

専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第３項の規定に基づき議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

何とぞ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○池田議長　これより質疑を行います。

承認第３号について通告がございましたので、発言を許可いたします。

26番、細野龍子議員。

○細野議員　それでは、議長の許可を得まして、承認第３号について、２点について質疑を行わせていただきます。

この議案については、反対するものではありませんが、やはり専決処分ということで大変重要な予算でありますし、できるだけ専決という形はとらないよう、要望をさせていただきたいと思います。

質問につきましてですが、今回、特に７月、今月は、2012年度の後期高齢者医療保険料決定通知が中旬に、また保険証が下旬に、75歳以上の高齢者の皆さんの手元に配付されました。この通知を受け取って、今回、保険料を見て多くの方がびっくりされた、あるいは、さまざまな考えを持ってこの保険証、また保険料の決定通知を眺められた方が大勢いたというふうに受けとめます。なぜ負担がこれだけふえているのか、またさまざまな疑問を持った方が各自治体の窓口に問い合わせをされる、あるいはさまざまな要望の声を上げる、私の地元の自治体においても、窓口に訪れたり、またこうした電話がひっきりなしにあったというふうに承っております。

今回、こうした高齢者の方々の家族の家計を圧迫することになる保険料値上げ幅の引き下げを一貫して求めてまいりましたが、残念ながら10.3%、平均で前年度と比べまして値上げになったということが圧縮できませんでした。でも、今、ご説明によりますと、今回の予算にかかっております専決処分されました国庫負担分の臨時特例基金に繰り入れられる55億8,964万円につきましては、低額所得者の方の軽減策ということでご説明がありました。今回のこの基金の内容と、今後の活用される効果について、まずご説明をいただきたいと思います。

○池田議長　それでは、答弁を求めます。

管理課長。

○古谷管理課長　高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、国が広域連合に設置された後期高齢者医療制度臨時特例基金の増資に必要な経費を交付することによって、低所得者及び被用者保険の被扶養者であった方に対する保険料の軽減を行うことを目的とした国庫補助制度でございます。

国の平成23年度補正予算が本年２月８日に成立したことに伴いまして、やむを得ず補正予算（第３号）として３月16日に専決処分させていただいたもので、例年、国の補正予算で措置されるため当初予算には計上せず、国の対応が明らかになった段階で補正予算を計上しているものでございます。

臨時特例交付金は、区市町村や東京都による保険基盤安定制度による軽減に加えて、低所得者均等

割９割、8.5割軽減、所得割５割軽減、被用者保険の被扶養者であった者に対する均等割９割軽減に関して措置されるもので、平成24年度の賦課実績に基づき、後期高齢者医療制度臨時特例基金を取り崩し、保険料の軽減に利用するものでございます。

この制度の効果といたしましては、例えばこの軽減により、平成24年度においては単身で年金収入80万円の方の場合、年額保険料が４万100円の９割軽減で4,000円になります。また、保険料軽減対策において、平成23年度実績では63万人余りの方がこの軽減対象となってございます。

以上でございます。

○池田議長　それでは、再質疑です。

細野議員。

○細野議員　お答えいただきましたので、再質問をさせていただきたいと思います。

今、ご説明がありましたように、低所得者の方の軽減の資金となるということで、大変重要な交付金であり、また基金への積立金ということだと思うのですが、これで基金の積み立ては幾らになったのか。また、これが今後、23年度予算ですので、本年度予算、またこれからの予算に活用されていくのだと思いますが、今年度の予算を見ますと、今回の繰り入れより３億円ほど少ない基金の取り崩し額になっているのかなというふうに思うんですが、今後、この基金の活用についてはどのようにされていくのかお聞きしたいと思います。

また、今、ご説明がありました９割軽減の方なども、かなり低い金額に抑えられるというご説明でしたが、そうした方でも、年額で見ますと200円、また均等割の方だけでも2,300円の増額になる、保険料としてはどの段階の方も増額になっているという状況だと思います。また、今回はどの自治体もほとんどそうだと思うのですが、介護保険料がかなりの規模で引き上がっておりまして、私の自治体でも１人平均、１か月1,000円ほどの増額になっているということで、合わせますと、介護保険料と、それから医療保険分を足して年金の２分の１を超える場合、普通徴収になってしまう、特別徴収ができなくなってしまうということがあるために、これまで特別徴収で年金天引きされていた方が、普通徴収になってしまう方が大勢いらっしゃるということが生まれているようです。電話での問い合わせも、そうした方々が大勢問い合わせていらっしゃったということを聞きました。それについて、どのような状況なのかということを調査していらっしゃるのか。また、このようなことに対応はどのようにされていくのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、資料をいただきまして、ありがとうございました。短期証の交付件数、それから差し押さえについての実施件数、これは22年度分ということで調査した分を資料としていただきました。それについてですけれども、やはりこの中に対象になっている方々も、普通徴収の方、年額18万円以下の年金の方という方たちが対象になっているものだと思います。今回、普通徴収になられる方が大変多いという状況では、こうした短期証、それから差し押さえなどの問題も、またさらに広がってくる

のかなというふうに思うのですが、その点については、今後、調査をなされるのかお聞きしたいと思います。

○池田議長　答弁を求めます。

管理課長。

○古谷管理課長　まず、平成23年度末残高でございますが、64億9,257万2,484円となってございます。

また、この臨時特例交付金につきましては、これを翌年度に臨時特例基金繰入金として活用するわけでございますが、その金額につきましては、当年度、例えば24年度であれば24年度の実績に基づいて、軽減される方の賦課計算をして、その中で軽減実績をこちらで計算いたします。その実績に基づきまして措置するものでございますので、例えばこの繰入金の推移につきましては、平成20年度から23年度にかけて、毎年毎年、被保険者が増加している状況があり、増額している状況でございます。

以上でございます。

○池田議長　保険課長。

○池田保険課長　特別徴収にならない状況について広域連合はどうしていくか、ということについてですが、今年の６月、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じまして、そのような議員ご指摘の現状があることも踏まえ、引き続き特別徴収が継続されるよう厚労省に対して要望してございます。

次に、差し押さえにつきましては、区市町村が法律の規定に基づき徴収事務を行っております。その際は、負担の公平性という見地に立ち、支払い能力があるにもかかわらず滞納している方について行っております。広域連合といたしましては、区市町村が法令の規定に基づき適正に実施していると判断していますので、特段、調査をする予定はございません。

次に、短期証の発行でございます。これは、区市町村が保険料を滞納されている被保険者に対して、納付相談や事情調査などに応じていただけない被保険者に対して面談の機会を設ける一つの方策です。

引き続き区市町村におきまして、このような機会を通じて徴収の実態を調査しておりますので、広域連合といたしましては、特に改めて調査する予定はございません。

以上でございます。

○池田議長　３回目の質疑です。

細野議員。

○細野議員　ご答弁いただきました。３度目の質疑を行わせていただきます。

残念ながら、調査するお考えはないというご答弁だったんですが、先ほども申しましたように、かなり幅広く払えない方がふえてくる。また、先ほど低所得の方ということでお話しさせていただいたのですが、今回の後期高齢者医療保険料につきましても、また介護保険料につきましても、これはこの議会では関係ありませんけれども、いずれにしても中程度の所得の負担というのが大変増えます。

そういった方々も含めて、普通徴収の場合に支払えない、そういう方々も、多くの方は年金から天

引きされる対象になるとは思いますが、特例の場合、ほかの収入の場合など、そういった可能性のある方も出てくるかと思います。また、先ほどの問題について、やはり後期高齢者医療広域連合としても各自治体の状況をしっかりと把握していただき、前に述べましたように、年金が入ってくる貯金通帳を差し押さえてしまうというようなことで生活もままならなくなる、そういったケースが出ないようにしっかり調査していただきたいと思いますし、やはり後追いとして見ていただきたいなというふうに思います。

先ほどご説明がございましたが、負担の公平性ということでのお話がございましたけれども、やはり公平性として保険料が払えない方が生まれてくる、そういう状況も今回さらに広がる。それは、制度の問題でもありますし、やはりそういった問題をしっかり見るという、今回、そういうこともまたお願いしておきたいと思います。

○池田議長　続きまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

27番、森戸よう子議員。

○森戸議員　それでは、通告に従って質問いたします。

今回の専決処分の中身は、低所得者の保険料の負担軽減策ということで大変重要な財源でありまして、３月16日に確定し、専決処分ということではありますが、やむを得ないと判断し、賛成いたします。しかし、そこで幾つか重要な問題がありますので、見解を伺っておきたいと思います。

今回の臨時特例交付金は、低所得者の負担軽減策ということで先ほども述べられました。内容を見ると、国が10分の２から1.5またはゼロということで、例えば９割軽減の場合は、全体納入額の10分の２でありますが、8.5割軽減の場合は10分の1.5というふうになっています。この間、厚労省の事業シートを見ますと、例えば平成21年度は全国的に928億3,300万円交付されておりましたが、平成23年度は754億5,600万円ということで減額になっています。制度の改正などがあったのかどうか、この間、広域連合の臨時特例交付金の推移について、どのようになっているのか伺いたいというのが１点であります。

また、２点目は、特例交付金を交付するということで、これは当初、臨時的なものとして交付されておりました。しかし、広域連合全体の財政運営を見ると、低所得者の軽減策で東京都、そして区市町村、広域連合、それぞれ安定的な財政運営にはなかなか至っていないという状況があると考えます。

調整交付金を含めて、問題を是正する必要があると考えておりますが、全国広域連合協議会でもこの調整交付金などを要望されています。国の動向はどうなっているのか伺います。

大きな２点目として、今後の国の対応問題です。円滑な財政運営を進めていく上で、今後の国の見通しがはっきりしていないということは、広域連合長にとっても非常に不透明な運営を迫られているというふうに思います。そういう意味で、今後の本制度について、先ほど広域連合長からもお話がありましたが、当面、棚上げ状態ということでありますが、どういう状況になっているのか。私たちは、

これをこの臨時会の中で見過ごすわけにはいかないので、状況について伺います。

最後の３点目の保険料の未納状況です。先ほどもありましたが、短期証、差し押さえの状況を明らかにしていただいております。最近、高齢者の孤立死が社会問題化している中で、区市町村と連携して高齢者の状況を把握することが大変求められているのではないかと考えます。高齢者の未納状況について、昨年の定例会の中で調査を要望いたしました。そのとき、広域連合の担当の方からは、検討するということが答弁されておりますが、その後、どうなっているのか見解を伺っておきたいと思います。

○池田議長　管理課長。

○古谷管理課長　後期高齢者医療制度にかかわります国の補助金につきましては、低所得者の保険料の負担軽減を目的といたします特例交付金がありまして、その内容につきましては、先ほどの細野議員のご質問にお答えしたとおりでございます。保険料の均等割額の９割軽減を初めといたしまして、国の手厚い対策が講じられてございます。

この臨時特例交付金につきまして、内容について制度の改正があったのかというご質問でございますが、基本的な内容につきまして変更はございません。また、こちらの推移でございますが、平成20年度38億円余り、21年度が55億円余り、22年度が46億円余り、23年度が55億8,900万円というように、毎年、上下している状況がございます。これにつきましては、国におきまして、各広域連合に設置されている基金の残高、あるいは取り崩し状況、こういったものを踏まえまして、全国の基金残高が調整されるように臨時特例交付金を調整しており、全国の広域連合の基金残高等を精査いたしまして、その状況に応じて交付していると理解してございます。

それから、調整交付金につきましては、今までもたびたび議会におきましてお答えを申し上げております。12分の１の部分につきまして、国が負担するということになっておりますが、東京都におきましては所得の高い方が多くいらっしゃいまして、所得係数が高くなってございます。そういった中で、引き続き全国後期高齢者医療広域連合協議会で要望している状況でございますが、今のところ、国の対応としましては、これからさらにこれを見直そうという動きはないと認識しております。

以上でございます。

○池田議長　企画調整課長。

○園尾企画調整課長　後期高齢者医療制度の動向につきましては、連合長のあいさつにございましたように、今後の社会保障制度改革の基本方針となる社会保障制度改革推進法案を、現在、参議院で審議中でございます。

法案の中で、今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じ社会保障制度改革国民会議において検討し、法律施行後１年以内に審議の結果を踏まえて、必要な法制上の措置を実施するとされております。また、国民会議においては、本年２月に閣議決定された一体改革大綱、その他

既往の方針のみにかかわらず、幅広い観点に立って、改革を行うために必要な事項を審議するとされており、制度の存続の可否及び実施時期を含め予想ができない状況でございます。

私ども広域連合としましては、引き続き国の動向を注視しつつ、現行制度を運営する立場から、制度の移行に向けての要望を、必要に応じ、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○池田議長　保険課長。

○池田保険課長　広域連合が行う未納状況調査につきましてお答えいたします。

後期高齢者医療制度の事務につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、広域連合と区市町村の役割分担が明確に規定されております。広域連合におきましては、後期高齢者医療の広域的・安定的運営を図る役割を担う一方で、区市町村は、住民に身近な行政主体として日ごろ地域住民に接していることから、保険料徴収や各種申請の受け付けなどの窓口業務を担うとされております。

保険料の徴収業務に関しまして、区市町村は保険料を未納する被保険者に対して、納付相談や臨戸訪問の実施などを通じて、日ごろから被保険者の実態を把握しています。そのため、広域連合といたしましては、結果として未納しているということも重要視していますが、未納を未然に防ぐことも重要であると考えています。

したがいまして、現在、区市町村と連携して、保険料の収納全般に関する考え方を示すことができるよう検討を始めているところでございます。

以上でございます。

○池田議長　連合長。

○西川広域連合長　森戸先生にご答弁申し上げます。

先ほど「棚上げ」状態という表現を承りましたが、何かその言葉は、私どもが拱手傍観するといいますか、そういう感じに受けとめられるので、ちょっと申し上げておきたいと思いますが、ご案内のとおり、この制度が４年前に発足した後、政権が交代しまして、この制度を取りやめるという議論がかまびすしくなりましたが、結果として存続のまま今日まで来ているわけであります。このたびの消費税の問題に関連しての一体改革の中で、幅広く国民の声を聞いて、答えをどのようにしていくかということに対して、先ほどご答弁を申し上げましたように、全国の広域連合と一緒になって、我々、しっかりと物を言っていきたいと思いますし、厚労省から、ぜひ首都における一番大きな広域連合の職員から実態の勉強もさせてもらいたい、こういうお申し出もあることでございます。

それから、合田君と私は、少しでもつらいお立場の方々にこのたびの値上がりが行かないようにしなければいけないということ、国保の問題もこの後、控えておりますし、いろいろな意味で努力をし

て、国にも何度もお願いに参りましたし、東京都にも重ねてお願いを申し上げ、石原知事の大変なご理解をいただいて、ここにおさめることができたわけでございまして、ただ棚上げにして、国の出方を座して待っているという姿勢では決してございませんので、どうぞご理解いただいて、この専決処分にはご賛同を賜りたいと、あえてお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○池田議長　それでは、再質疑です。

森戸議員。

○森戸議員　１点目の問題で、ありがとうございます。

結局、この臨時特例交付金というのは臨時なのですね。制度を施行したときに、低所得者にどういう負担がふえるのかということで問題になって、国が都道府県とも相談されて、臨時的につくられたものであると。その点からいえば、これを臨時的なものではなく、今、恒久的と言ってよいのかどうかわかりませんが、制度が過渡的な状況の中で、いずれにしても恒久的なものとして、きちんと国が責任を持って負担するということが必要ではないかと思います。

ただ、東京都は、それ以上の減免策を行っていただいています。本当に努力していただいていて、低所得者にとっては非常に感謝すべきことだと思うのですが、しかし、それにしても東京都が負担している、区市町村も負担している部分があるわけで、もっとこの臨時特例交付金について対象者を広げるなど、幅広いものに改善していくことが求められるのではないかというふうに思っております。

その点で、どのようにお考えになっているか。ぜひ、全国広域連合協議会の中でも要望はされていると思いますが、見解を伺いたいと思います。

それと、やはり今回、後期高齢者保険料、介護保険料が上がって、皆さん、驚いたと言って電話がかかったり、私のところにも問い合わせがあります。小金井では100件の問い合わせがあったということでありますが、問題は、本当にこれを、広域連合長もおっしゃってくださって私も心強いと思いましたが、高齢者が本当に安心して医療を受けるためにはどうしたらよいのか、このことが一番大事なことだと思っています。

私は、先ほど「棚上げ状態」と申し上げましたが、本来なら今年度中に今後の方向性は打ち出すはずだったと思うのです。しかし、また１年間議論するということからいえば、棚上げ状態にされているということになるのだろうと思うのですが、広域連合長も大変努力をされて、座して待つわけにはいかないのだということで、大変心強く思うわけですが、この制度自体を本当に安定したものにしていくことが求められるのではないかというふうに思います。

その点で、ぜひご検討いただきたいと思っているのですが、今後、国民会議などには広域連合の代表者、そして被保険者の代表者の意見を聞いていただく場はあるのでしょうか。その点でどうなのか伺います。

次に、未納状況の調査の問題ですが、広域的なものは広域連合で、区市町村がこの未納問題は行う

ということは私もわかっております。実は、平成21年５月20日の「後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について」ということで、通知文が広域連合事務局長あてにも行っていると思います。この点、どう考えているか伺います。

○池田議長　保険部長。

○斎藤保険部長　お答えいたします。

まず、第１点目でございますが、臨時特例交付金の恒久措置でございますが、これは本年６月６日の全国後期高齢者医療広域連合協議会の要望書の中で、低所得者等に対する現行の保険料軽減措置については恒久的な制度とすることを要望してございますので、この中に、議員ご指摘の意味合いも含まれていると理解しております。

あと、５月20日の厚生労働省の通知文書についてですが、この中ではいろいろなことを言っているんですけれども、私どもが一番大事だと思っておりますのは、やはり負担の公平性という観点から、「市町村においては、きめ細かな収納対策を適切に行った上で」、「高齢者の医療の確保に関する法律第113条の規定に基づく滞納処分を積極的に行うこと」と、この留意点の中でも触れられておりますので、これに基づいて、先ほど保険課長が答弁いたしました収納に関する東京都広域連合としての考え方を、区市町村と一緒に連携してつくっていこうと思っているところでございます。

○池田議長　総務部長。

○小野総務部長　高齢者が安心して医療を受けられることが大切で、制度を安定したものにすることが必要である、このことについては私どももそのとおりだと思っているところでございます。今後、国民会議の中で、広域連合が意見を述べるような機会があるかどうかというお尋ねでございますけれども、国民会議はこれから法案が成立して構成されるところでございますので、今の時点ではっきりしたことを申し上げる、それだけのものはございませんけれども、やはりこの制度は、広域連合の現在の制度ということを抜きにして新たな制度ということは考えられないわけでございまして、その点で、当然そういう機会が出てくるだろうと考えております。

○池田議長　広域連合長。

○西川広域連合長　私の立場から申し上げれば、この制度は国がつくった法律により、我々はこれに従って、オール東京62の自治体でこれを広域的に運営していくということで始まりました。当初、この私の仕事を先立ってお務めでありました多田正見江戸川区長・広域連合長におかれても、私は副連合長としてお仕えいたしましたが、非常にご熱心に、精力的に動かれまして、先生もご案内のとおり、調整交付金についても、首都東京における諸般の状況を加味しての手厚い支援があってしかるべきだということを何回となく、私どもは国に働きかけてまいりました。国家財政が大変な折、また地方財政全般を見て、今日のような配分になっているわけでありますが、臨時特例交付金などは、私からすれば、よくぞやってくれた、我々の働きかけがかなり実ったのだなという感じは、ここにおいでの諸

先生も同じご印象をお持ちではないかというふうに思います。

したがいまして、私どもとしては、制度を改廃するというものをわきに見ながら、これが持続可能な社会保障制度として続くという前提に基づいて、東京都にもお願いを申し上げ、国にもお願い申し上げたという経緯がございます。どうぞ、そのようにこれからも一緒になってしっかりやっていきたいと思います。

失礼な言い方になったらおわびしますが、どうか一方的におっしゃらずに、苦しい中、まじめに保険料を納めていただいている方、ご健康に十分ご留意なさりながら、この制度をできるだけ使わないようにしている方にもしっかり納めていただいておりまして、私どもの区でも、今朝、このことの会議を開きましたら、滞納していらっしゃる方が130人ほどうちの区でおいででございますが、その方々お一人おひとりに職員がお目にかかってご説明した結果、まだ公表はできませんが、短期証発行は１桁の下の方で済みそうだという状況でございまして、そのように、今日、議員の皆様が代表してお出ましになっている各区市町村で、また副連合長の２人の地域でも、一生懸命やっておりますので、気持ちは一緒だと思います。どうぞご理解いただきたいと思います。

○池田議長　３回目の質疑です。

森戸議員。

○森戸議員　広域連合長から答弁をいただきまして、きちんと受けとめたいというふうに思っております。確かに、この特例交付金は、本当に国がここまでよくやってくれたというふうに私なども思っているところです。

しかし、今の高齢者の負担がいろいろなところでふえているという中で、しかも、消費税増税で、300万円未満の年収の方々が17万8,454円、これは、みずほ総合研究所の調査で、負担がふえるという結果になってございまして、そうなると、また大変な状況を生むことになるということになって、どうしたらこの特例交付金をもっと充実できるのかという思いで質問をさせていただいているところです。思いは、私も広域連合長と同じだというふうに思っております。その点で、ぜひ今後ともご検討をお願いしたいということです。

それから最後ですが、未納状況の問題です。この通達では、「広域連合、都道府県及び市町村間の連携」というのがありまして、「広域連合においては、収納対策の内容等について、実際に収納に当たる市町村に単に委ねるのではなく、都道府県の協力の下に市町村間の調整を」図るべきであるということが述べられているのと同時に、「滞納被保険者等の収入・生活状況等の把握の徹底」ということが述べられています。部長が述べられたこととちょっと違う視点で見ると、さらなる調査が必要ではないかというふうに思っております。広域連合長の地元で、滞納者の克服に努力されているということを私もきちんと受けとめて、小金井でも滞納者の生活実態をしっかりと受けとめながら改善できるようにしていきたいと思っておりますが、その点についてはどのように考えているか。調査のこと

は、広域連合にも責任があるのではないかと。先ほどの通達では、そういうふうになっているのではないかと思いますので。

○池田議長　広域連合長。

○西川広域連合長　この制度は、ご案内のとおり一定の部分、一般財源の投入を許されていますが、国保のように大変な額の、各自治体で、また多摩地区と23区の違いが出たり、自治体経営、そしてスーパーバイザー、立法者でいらっしゃる議員の皆様と、このことはいつまでこういう一般財源、まじめに働いて、まじめに納税して、子弟の教育、またはまちの震災対策、いろいろなところに使ってほしいと思って納められている税金が、議会のご承認を得ておりますから安心ではありますが、違う目的のためにたくさんの額を注ぎ込まなければ、今の社会保障制度が運営できていないという事実、これはどこの党に属されていらっしゃろうと現実でございますから、私ども、こういうものをお預かりしている立場としては、ただそういうことについて、しっかりと税の本来の使用目的、納税者に対する責任をきちんと説明できる運営をしていかなければいけない。それには、国にもきつく申し上げるべきものは申し上げていく。それぞれ所属しておられる政党、会派の、国における、都におけるお力も総動員していただいてお助けいただかなければ、私たちだけでは「蟷螂の斧」になってしまう事実もあるわけでございます。どうぞ、そういう苦しい状況であり、かつ、納税者からの厳しい目もある中でのことでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

詳しくは、また関係者からご答弁を申し上げます。

○池田議長　保険部長。

○斎藤保険部長　先ほどご指摘の、平成21年５月20日の厚労省の通知の中で、第二の１の（５）のところで、最後の方に「広域連合においては、年度ごとに、都道府県及び市町村と協議した上で、保険料の収納対策に係る具体的な実施計画を策定すること」となっております。実は今のところ、私どもはこれを策定しておりませんので、先ほど来ご答弁申し上げているのは、これを策定していきたいと。

この策定に当たっては、当然の前提として、未納の方の実態については、基本的には東京都後期高齢者医療広域連合協議会幹事会という組織の下部組織として、保険料部会という部会がございます。これには、区市町村の課長、担当職員が入っておりますので、この部会と、全区市町村に対する調査を通じて未納者の実態及び差し押さえとか、その前段でどういうふうな面談をしているのかとか、そういう実態を十分把握した上で、この実施計画を策定したいと考えております。

○池田議長　他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○池田議長　ないものと認め、質疑を終結いたします。

ただいまのところ討論の通告はございませんので、討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第３号につきましては、提案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○池田議長　賛成者全員であります。よって、承認第３号は、提案のとおり承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本会議において議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第42条の規定に基づき、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、それについてご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○池田議長　ご異議なしと認めます。よって、本臨時会において議決されました案件の整理につきましては、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして平成24年第１回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

ご協力いただきましてありがとうございました。

午後　３時１３分　閉会

前　議　長	大　内　しんご
副　議　長	太　田　光　久
議　　長	池　田　こうじ
署名議員	藤　井　たかし
署名議員	森　戸　よう子

平成２４年第１回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会における議決結果一覧

１　広域連合長提出議案

議案番号	件　　名	議決年月日	議決結果
同意第　１号	東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	７月 30 日	同　　意
同意第　２号	東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	７月 30 日	同　　意
同意第　３号	東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	７月 30 日	同　　意
同意第　４号	東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について	７月 30 日	同　　意

２　専決処分の報告及び承認に係る案件

議案番号	件　　名	議決年月日	議決結果
承認第　３号	地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分した平成２３年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）の報告及び承認について	７月 30 日	承　　認